

会 議 録

会議の名称	市長との懇話会
開催日時	平成21年9月15日(火)午後4時~午後5時
開催場所	市長公室
出席者	辻市長、山下副市長、高橋委員、前田委員、辻本委員、新田委員、大平委員、池辺委員、事務局(北村部長、櫻井理事、北野課長、北野主幹、鶴谷)
会議の議題	自治基本条例について、市長と策定委員が意見交換を行う。
会議録の 作成方法	全文記録 要点記録
記録内容の 確認方法	会議の議長の確認を得ている 出席した構成員全員の確認を得ている その他()
その他の必要 事項	
会 議 内 容 (発 言 内 容 、 結 論 等)	
別 紙 の と お り	

会議の要旨

(事務局) 意見交換会を始める。

(副市長) まず、今回の趣旨説明を行う。議案は、17日に総務安全委員会に付託され、8人の委員で審議される。その中で、市長の思い、意見を聞かれるので、事前に市民委員の意見、思いを確認し、それを踏まえた上で答えたい。本日は、策定にかかる苦労も含め、思いのたけを述べていただきたい。

(委員) 議会で異論も含め、一番議論になるのは、常設型の住民投票条例ではないかと思う。自治基本条例の中で最終的に公式な形として決まっているのは住民投票だけである。年齢の件や、1/6の賛同が必要なことが含まれているので、常設型の住民投票を入れることにより、市民の行政への参画意識、関心が増えて全体が底上げされるともいわれている。和泉市でもぜひ採用していただきたい。住民投票条例が実際に使われることはまずないと思うが、最後の歯止め、担保という形で自治基本条例の中にあるのではないかと思う。

(委員) 住民投票の件で16歳というのがひっかかるのではないかと思う。知り合いの議員からも直接指摘された。早すぎるのではないかと意見が多々あると思う。私たちが策定過程の中で和泉市として子ども達の意見をまちづくりに反映させたいということ再三話した。行政のところにも市民のところにも子どもについて書かれている。16歳で投票しないといけないことは子ども達にとって負担になるかもしれないが、市として子ども自身がそういったことについて考えられるような教育をしてくれるであろうということで決めた。奇をてらったわけではなく、子どもを大事にし、子ども達の意見をまちづくりに反映させたいということを条例の中で表現したかった。

(委員) いろいろ意見はあると思うが、どんなに小さくても一人の人間として魂を持っている。委員が言ったように、子どもに対する教育をしていただけということもあるので、子どもの心を大切にする市だということを感じてもらうと思う。

(委員) 市長のほうから何かないか。

(委員) 今日集まるに当たっては、市長のほうに何か声があがっているのだと思う。どのようなことなのか聞かせていただいたほうが意見が言いやすい。

(市長) 直接議員と意見交換の場を持ったことはないが、常設型の住民投票条例の中で、16歳という設定についてはなぜなのかという声があがっているようだ。議

員は、政治家なので規範などについては詳しい。条例は横並びであり、最高規範という形で規定することは前例がなく、釈然としない、法的に効力がないものを規定することはいかなものかということも聞く。市民の思いとして前文で謳ったという説明は、担当課から聞いているが。

(委員) その件については、学識委員から回答してもらっている。事務局から聞いてほしい。

(委員) 確かに、法的な根拠はなく、市民の思いが最高規範という表現になっている。

(委員) 最高規範についてはいろいろ検討した。他市ではどうかということも調べたが、入れているところと入っていないところがあった。私達としては、上下ではなく、この条例を中心として動いていただきたいという思いからあえて入れた。本来は本文に入る予定だったが、前文に入れた。16歳についても、政治離れをしている若い人が多い中で、小さい頃から生徒会活動などを通して簡素な形で自治に取り組んでいくということを身に付けていってもらいたいという思いも含めて16歳になった。16歳が妥当かどうかは自分自身の中にも未だに疑問はある。しかし、教育長からもそういう教育をしていこう、カリキュラムを組んでいこう、という声も出していただいたので、16歳でいいのではないかという話になった。最終的にはそういう形で、子どもにも権利があるということを小さいときから身に付けていくということも大事だと思う。

(委員) 確かに、だいぶ議論をした。16歳、18歳、あるいは20歳という3つの中で相当議論をした。最終的には、みなさんがおっしゃったようなことで、特に義務教育を終えたら、16歳で働いている人もいるということ、あるいは世界的に見ると18歳、16歳と下がっていく傾向にある、それと日本もだんだんと教育の現場や、あるいは家庭でも小さい頃から世の中のことに関心を持たせるということも必要だということ。

(市長) 私自身も何があるのかわからない。決めていただいたことにこちらがあわせていくのはおかしな感じもする。16歳がいいのか、18歳がいいのか、その辺はこだわらずに、16歳で決めてやっていったらいいのではないかと思う。明治時代の教育者に森信三さんという方がいた。非常に有名な教育者だが、明治時代だけ

らかもしれないが、15歳までにほとんど人間としての判断力が養われる、15歳を過ぎてからの教育は、それに肉付けされるだけだとその方が言った。たまたまそのような本を読み、16歳は十分判断力があると思った。杉並で初めての民間校長である藤原和博さんが、杉並の中学校でディベートをさせると、大人がするより高い感性で意見を述べる、例えば、熊本県であった赤ちゃんポストについて、その中で出される意見は、非常にピュアであると言っていた。そういう意味で教育長がみなさんにお伝えしたように、自治基本条例を上程し、可決されたら、私達も学校教育で常にそういう場を設けて、子ども達がいろんな判断をできるような能力を高めていくということはしていかないといけない。しかし、議員や市民の中には、今の状況はそうになっていない、もっと市で教育してから、そのようにしていかないといけないのではないかという意見もある。

(委員)今すぐ住民投票があるとは思わない。ほとんど皆無に近いと思う。そういったことを考えることによって、公民協働というシステムができあがってくる。そのように思っている。

(市長)いいと思っている。条例案を全く修正していない。自分自身どうかと思うところもあったが、市民がずっと練ってきて、その中でいろんな意見を戦わせながら、行政も意見を出し、加味され出来上がったものを最終上程する際に市長や他の職員が修正していたら何のための過程かということになるので、条例の質、価値を尊重し、上程した。あとは市民の代表である議会がどう判断するかということになる。私達は、皆さんの思いを伝えたいと思っている。

(委員)議会は、市民や町会と少し間をとっている感じがある。けん制する感じがある。

(市長)議会も町会も市民も目指すところは同じ。手続き的なものがあると思う。議会制民主主義、間接民主主義を尊重しながら、自らの質を高めていかないといけないし、市民は直接議회를バイパスせずに言いたいことがあるので、そのバランスである。

(委員)議会制民主主義がありながら、直接住民が意見を言える住民投票を設けると困るといった意見はないか。

(市長)特にないように思う。バランスである。議員は選挙で選ばれるので、自分

の意見と支持者の意見が違ふこともあり、議会の意見が市民の総意ではない場合もある。そこは市民のパワーが必要だと思う。そのために住民投票はあると思う。

(委員) 自治基本条例を考えることによって、私達も意識が変わったし、行政側もこの話し合いの中で意識が変わったと思う。その中に議会は入っていなかったのも、私達の持っている「変わらなくては」という思いが議員に届いていない気がする。議会制民主主義がないがしろにされている、議会の立場を無視しているといった捉え方をされると、この条例が誤解されるのではないかと思う。

(副市長) 個々の議員で、様々な考えがある。条例がどうというより、個人的な自分の考え方がある。その辺をどう説明していくかが私達の責任。

(委員) 社会の動きが、市民も巻き込んでとか、みんなで協働でという風になってきているので、議会も同じ立場でいっていただけたらありがたい。

(副市長) 全員で精一杯説明する。

(委員) 議会や議会制民主主義を否定しているようなことは一切ないので、わかっていたらきたい。最高規範についても、書いてあっても法律として活かされるわけではなく、思い、理念として書いてあるのであり、がんじがらめに縛られるわけではないと思う。

(委員) 繰り返しになるが、最高規範については法律学的にはおかしいという話は何度も出ていたが、策定委員6人になるまでの懇談会市民20数名の中で、女性の方が、条例はとっつきにくい、せっかく関わるなら一般の人がわかりやすいような条例になってほしいと言っていたのは頭に残っている。そうは言っても法律的な文言にならざるを得ないので、そういったところからすると、前文の最高規範という言葉も、法律学的には同列だとしても、この条例の位置づけがつかみやすいということからも、あってしかるべきだと思う。

16歳の件についても、議会で議論になったとしても議員に意見を出してもらい、他の市民に注目してもらうことで関心と呼ぶきっかけになるのではないかと思う。中学卒業後は早いという意見もあるが、先程委員が言ったように、住民投票が行われる機会はずがないと思う。あったとしたら、子どもと親が議題について家庭で話し合うきっかけになると思う。18歳や20歳になると、独立してしまい、

親子で話し合うこともなくなる。親も話を聞く中で、子どもからのピュアな意見を聞き、みんなが勉強するきっかけになると思う。議員の中にもコンプライアンス、法令遵守といった保守的な部分があり、地方自治法と合わないのではないか、議会の位置付けがどうかといったところでブレーキを踏んでいるところがあると思うが、だからといって、これを20歳や18歳としてしまうと、何も変わらないのではないかと思う。国と同じ、右へならえでやっているだけだと棚に上げられてしまう。それが、16歳、よそと違う、先進的なことだという風になってくると、それに対応するために市、行政が動いていかないといけない、教育長が言ったように、教育委員会でも中学校からちゃんとやっていかないといけない、子ども議会などもやっているが、ディスカッションをさせているという風に変えていこうといったいろんなきっかけにもつながるのではないか。それを前例主義的、保守的にすんなりいってしまうと条例は出来上がったが、そのまま終わってしまうという感じもする。

ぜひ、この条例を通してほしいが、仮に今回の議会で討論になったとしても、時間がないので多数決で終わらすとかではなく、継続審議になってほしいと思う。議会ではこのような内容で討論していると市民に知らせるくらいやってもらったほうがいい。私達の思いは、策定委員会の6人や最初の懇談会の20数人の思いであり、18万市民のほんのごく一部である。議員には後援者の意見があるという話はあったが、後援者でそこまで条例を知っている人もあまりおらず、まだまだ議員個人の思いの中でとどまっている感じもする。本当にみんなに問題を発信してもらい、もう一回まとめるということもいいのではないかと思う。決して慌てて多数決で決めるようなことにはならないでほしい。これまでも条例案作成スケジュールを何度か延長し、二年のプロセスを経ているので、最後の段階で帳尻合わせで決まってしまうのは惜しいと思う。年度末をこすとよくないと思うが、どっしり構えてじっくりと粘り腰でやっていただきたい。

(市長) 可決、否決は議会が決定することなので、私達は説明し、趣旨を伝え、賛成票を投じていただけるよう努力していく。

(委員) 本来は、議員とも話ができればもっとおもしろい。傍聴できればさせてもらいたいが、あくまでも聞くだけなので。

(委員) 前回にも話したが、私達が議会・議員の質問に答えられるとか、説明でき

るチャンスを与えてくれれば、もっと思いも込めて話ができる。ただ、自治基本条例で私達が一番大事にしていることは、条例ができれば、私達住民、市民が参加する担保になるということだと思う。今はそれが無い。自治会にしても、ボランティアにしても、体良く上手く使われているという感じがある。協働という言葉の上で動かされているという部分がある。そのためにも条例を作ってきたと参加していくということができればいいというところが前提になっている。条例が議会で通らなくても、どの議員がどの意見を出したということはいずれ分かることなので、それに対応して話ができる。

(委員) 確かに本当の意味での公民協働のスタートの第一歩になる可能性がある。

(委員) そうである。この前の懇親会の時に研究部会の職員と話して、10年前ほど前、「住宅マスタープラン」に参加したが、その時の考え方と自治基本条例の考え方は同じであるという話になった。だが、10年前に作ったマスタープランが現実どういうふうに反映されているかという、あまり市民にまで伝わっていない。その時も協議会や市民の組織を行政が認めて、協働で行こうという考え方があったのだが、そのまま埋もれてしまっているような感じがする。だから今回はそれと同じにならないように浸透して欲しい。市民委員が6人に絞られる前の懇談会の段階の話し合いの中では、自治会の代表とNPOとの協働の可能性も見いだせてよかったし、そのためにもこの条例が出来上がってほしいと思う。職員の意識も変わると思う。

(委員) 子どもの年齢であるが、16歳になれば交通機関の料金も大人料金であるし、「16歳から大人である」というふうに言われて育った。自分の子どもにもそういうふうに言ってきた。子どもからすると、「料金が変わる」、「義務教育が終わり進路も自由選択になる」ということから、大人になっていくという意識を持っていると思う。それを考えると18歳が逆にぼやける。16歳、20歳と色々な段階がある中で一つのボーダーラインとして「義務教育が終われば大人である」というシンプルな考えであるし、子ども達もそういう考えは持っていると思う。逆に大人の方が変な線引きをしすぎている気がする。

(委員) 最近ではほとんどの人が高校まで進学する。高校までが義務教育であるような社会であるので18歳でいいのではないかと、というような意見を聞いたことがあ

る。確かに現状はそうであると思うが、高校生になると市外のどこの高校にでも行くことができるので行動範囲が和泉市から少し離れる。中学校の3年間であれば和泉市の行政でしっかり対応するということができる。

(副市長) 年齢についてはいろいろな考え方があるので、16歳か、18歳かの正解はない。個々の議員の意見がある。事務局の説明の中で、なぜ16歳なのかという委員の思いを伝えていく。

(委員) 法律的に条例の方が国の法や憲法よりも重要だというようなことを言いますと、過去に失敗例もある。開発協力金などでもあったように、国よりも行き過ぎているような条例は少し具合が悪いという感覚を持っている議員もいると思う。しかし、自治基本条例の内容は市民に損害を与えるという性格のものではない。あくまでも理念条例である。そこはもっと柔軟に、むしろ一歩前進であるというふうに前向きに捉えてもらえればと思う。

(副市長) 今日色々説明を聞かせてもらった。委員会では私たちがそういう説明をしていかなければならない。

(委員) どの役職までが委員会に出るのか。

(副市長) 課長級以上である。

(委員) 市長は立場上どのようになるのか。案としては市長からの案になるのか。同じように一緒に説明する立場になるのか。

(委員) 質問する側が市長を名指しする場合もある。市長が説明した後、補足説明をこちらですというような形になる。

(委員) 委員会は8人か。

(副市長) 議員は24人で3常任委員会がある。だから8人ずつである。

(委員) 市側は3人ぐらいか。

(副市長) 人数は特別決まってい不在ののだが、その常任委員会の範疇に入っている部署の課長級以上の職員で、案件のあるところが出る。今回で言えば、課長と室長と部長の3人が説明する。

(副市長) ある程度すり合わせにはまわっている。説明はさせてもらっている。

(委員) 会派とか党があるので議員個人が納得していたとしても、党の立場とすれば反対しなければならないというようなことが出てくる。

(委員) 党はあまり関係なさそうな条例であるが。

(副市長) これは委員会で審議する。議会というのは委員会制度であるが、最後の決着は本会議に一度戻して、本会議の24人全員で決を採る。だから常任委員会で採決された後、本会議に戻ってひっくり返るということは普通は考えられない。最終的にはもう一度本会議で、反対か賛成かの討論をしてそこで採決をする。

(委員) 委員会で賛成で可決されたのが本会議で否決されるということはまずないということか。

(副市長) 反対になるということはずまない。ただし、先ほど言ったように継続審議になると閉会中に審議するから9月30日の本会議には継続審議になったという委員長報告で通常は採決しない。

(委員) 継続審議はあくまでも委員会の中でする。

(副市長) それで、次の定例会に送る。早くて次の第4回定例会。議会の仕組みとしては。

(委員) 次の委員会では結論は出ないであろう。

(副市長) これは議会審議であるから、市長が議案として議会に上げ、議長がそれを上程したら、後の判断は議会になる。キャッチボールのボールは議会が持っている。もっと議論しなければならないということで、継続審議というのも議員からの発議で決めるわけである。行政としては肅々とお願ひするだけである。説明を求められれば説明をするが、説明が足りなければ継続審議しようという意見が出てくるかもしれない。その意見が出て、継続に賛成か反対かの採決を取るということにもなる。諮る順番もある。ふたを開けてみなければこっちとしては分からないが、説明だけはこちらが責任をもってしなければならないということは確かである。

(委員) 説明に上がっているのは基本的にはその委員会の8人の議員を対象に…。

(副市長) 基本的には本会議に合わせて、いろいろ意見があるという議員に。

(委員) 一応一通りは回って説明する…

(副市長) ほとんどは常任委員会の委員だけである。私はほかで声を聞いたら説明しに行くようにはしている。

(委員) 説明に行き上がった意見は、16歳という年齢についてと最高規範性についてが多かったということか。

(副市長)あと、市民自治推進委員会についてである。調査など権限を持たせ過ぎではないかということやメンバー構成についてである。メンバーが誰になるのかを心配している人もいるし、調査機関について踏み込んだ権限を持たせるということも心配している人もいる。

(委員)何が心配なのかよくわからない。

(委員)きっちりとしていたら全然問題ないと思うが。

(委員)条例が生かされるかどうかということで、ぜひ作ってもらいたいというのが市民の思いであるが。

(副市長)その説明は議員説明会の中では、まだ決まっていなかったな。

(事務局)そうである。制定されてからその詳細について規則で定めていくというものである。

(副市長)まだ決まっていないことを心配して、色々聞いてくれる事は聞いてくれるのだが。ただ正式な委員会でそのことが聞かれるかどうかというのはちょっとわからない。議員説明会のときやすり合わせの時はいろんな事を聞かれる。

(委員)自治推進委員会は、説明のところで市長の附属機関という書き方をしているが、市長の附属機関は必ず条文に謳わないといけないのか。

(事務局)別に構わない。

(委員)それは市長の判断か。

(副市長)附属機関と書いたのは、審議会かどうかははっきりさせるためではないのか。どういう性質のものかはっきりさせるために書いたのではないか。

(事務局)位置づけをきちんとさせていこうということで、ここで謳った。

(委員)謳っているにこしたことはないが、これがなくても、市長の判断で別途作ることには可能か。

(副市長)可能である。

(委員)それではあくまでも判断になるが、ここに書いていけば絶対しなければならぬということになるので入れた。

(委員)万が一削除されたとしても市長が思いを汲み取ってやっていただけるのか。

(委員)削除しないだろう。心配しているだけ。

(副市長)17日、傍聴は来ていただけるのか。

(副市長) 15分前から受付である。7名超えれば抽選。

(委員) 微妙なところ。是非行きたいのだが。

(委員) 途中で入れるのか。

(副市長) 入れるだろう。音声傍聴もできる。

(委員) それぞれの委員会のバランスはとれているのか。

(副市長) 3人以上の会派であれば1人ずつ割る。どこかに関わっておかないといけないので。2人の会派や5人の会派などは会派を足して、そこで、会派で決めてもらうようにしている。

(委員) 1つの委員会に同じ会派が3人いることはないだろう。

(副市長) いることはない。今、会派は最高5人である。

(委員) いろいろ考えが違っていると、中身の話より、1人の人が賛成と言っても…。

(副市長) 今、会派が7つあるので、7つの会派の考え方がそれぞれの委員会にある。2人で会派を組んでいるのは1会派のみ。他は3人以上いるのでそれぞれの委員会にいる。

(委員) 総務安全委員会では、他にも議案はあがっているのか。

(副市長) あがっている。

(委員) 委員会はどのくらい時間がかかるのか。

(副市長) わからない。考え方を聞かれ、説明するだけなので、議論が曲がり、方向がおかしくなるということはない。

(委員) 委員会は17日の一度だけか。

(副市長) それは議会が決めることである。もう一度審議が必要と議会が判断すれば、継続審議になることはある。

(事務局) 話は尽きないと思うが、時間になったため、意見交換会を終わらせていただく。17日の総務安全委員会で自治基本条例が審議されるので、傍聴に来られる方はよろしく願います。

以上